

創業支援資金 融資あっせん要件

融資名	限度額	名目利率	利用者負担利率	区負担利率	返済期間	使いみち	担保及び保証人等
創業支援資金	2,000万円 併用不可	2.1%	0.3%	1.8%	7年以内 (据置12か月を含む)	運転・設備	詳細は 5～6頁 参照
創業支援資金 (商店街空き店舗特例)		2.1%	0.1%	2.0%			

創業支援資金 融資あっせんに必要な書類等

原本をお持ちください。写しを取って原本は返却いたします。

発行日より3か月以内のものに限ります。

申込者の状況により、記載以外の書類の提出を求める場合があります。

区分	持参するもの	注意事項				
1	<input type="checkbox"/> 印鑑 (スタンプ式不可)	【法人】 代表者の認印 (あっせん相談最終日は法人の実印も必要) 【個人】 事業主の認印				
2	<input type="checkbox"/> 世田谷区創業支援資金融資あっせん申込書	(所定用紙) 公社 HP よりダウンロード可				
3	<input type="checkbox"/> 創業計画書	(所定用紙) 公社 HP よりダウンロード可				
4	<input type="checkbox"/> 住民税の納税証明書 (※1)	初回相談日より遡って原則2か年分				
5	創業後1年未満の事業所の場合					
	<input type="checkbox"/> <table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td>履歴事項全部証明書</td> <td rowspan="2">税務署収受印があるもの</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>個人事業の開業届出書または事業開始等申告書 (控)</td> </tr> </table>	法人	履歴事項全部証明書	税務署収受印があるもの	個人	個人事業の開業届出書または事業開始等申告書 (控)
法人	履歴事項全部証明書	税務署収受印があるもの				
個人	個人事業の開業届出書または事業開始等申告書 (控)					
6	創業後1年未満の事業所で決算を行った場合					
	法人	税務署受付印のある法人税確定申告書・決算書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照			
	個人	税務署受付印のある所得税の確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照			
		個人事業税の納税証明書	納税証明書の申請先は8頁参照			
7	<input type="checkbox"/> 設備資金の利用がある場合は当該設備に係る見積書 (※2) 見積会社の押印があり、宛名は申込者 (法人の場合は法人名) であること					
8	<input type="checkbox"/> 店舗・事業所を借りる場合は、賃貸借契約書または重要事項説明書 (賃借人が申込者 (法人の場合は法人名) であること)。家主の (事業に対する) 承諾を得ていること					
9	<input type="checkbox"/> 許認可等を必要とする業種の場合、許可証等					
10	<input type="checkbox"/> 法律による資格が必要な場合、資格または技術の所有を証明する書類					
11	<input type="checkbox"/> 金融機関の担当者の名刺					
特例	<input type="checkbox"/> 創業支援資金 (商店街空き店舗特例) 確認書	(所定用紙) 公社 HP よりダウンロード可				

(※1) 納税証明書で所得の種類とその金額の記載がない場合は、課税証明書も必要です。

(※2) 購入済みの設備 (大型備品・什器等) がある場合は領収証が必要です。(融資対象にはなりません、あっせん額を決める際に自己資金の一部として確認のため必要です。)